

特定非営利活動法人美郷町産米防除協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人美郷町産米防除協議会（以下「本法人」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を秋田県仙北郡美郷町金沢字森合28-1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、美郷町産米を生産し防除作業を必要とする農家に対して、防除請負者との調整を行うことを目的とする。それにより農家の労務的負担、経済的負担を軽減し安心して永続的に米生産を行なえる地域を目指す。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ② 環境の保全を図る活動

(事業)

第5条 本法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 特定非営利活動に係る事業

- ① 防除希望面積・防除の種類把握の事業
- ② 防除面積の集計・防除薬剤の選定・防除時期の決定の事業
- ③ 環境にやさしい米生産の情報発信の事業
- ④ 防除請負者との調整の事業
- ⑤ 防除希望者へ防除面積の確定・防除料金・薬剤料金の通知の事業
- ⑥ 防除希望者へ防除料金の振り替えの事業
- ⑦ 防除請負者へ防除料金の振り込みの事業
- ⑧ 防除薬剤の共同購入の事業

第3章 会員

(種別)

第6条 本法人の会員は、次の2種とし正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- ① 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- ② 賛助会員 本法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第11条 本法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名
 - (2) 監事 1名
- 2 理事のうち一人を理事長、一人を副理事長とする。

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分に1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねることができない。

(役員職務)

第13条 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、本法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第14条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員は次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の三分の一以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

- 2 役員には、その業務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第18条 本法人に、職員をおく。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種類)

第19条 本法人の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第45条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

（開催）

第22条 通常総会は毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第23条 総会は第22条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第22条第2項第1号及び第2号の規定により請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（客足数）

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第26条 総会における議決事項は、第23条3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示したときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、第26条第2項、第28条第1項第2号及び第46条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされる場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事長は、次の各号の一に該当する場合に、理事会を開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第31条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第34条第2項及び第36条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付

記すること)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の管理)

第38条 本法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の決議を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第39条 本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第40条 本法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第42条 予算の議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は

更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第43条 本法人の事業報告書・活動計算書・貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第44条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第45条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな業務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 本法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第47条 本法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議

- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第48条 本法人が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決を経て、国又は地方公共団体、又は本法人と同様の目的を有する他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第49条 本法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第50条 本法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載しておこなう。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の掲示場に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第51条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(附則)

- 1 この定款は、本法人の設立の日から施行する。
- 2 本法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 加藤 堅之助

副理事長 久米 喜武
理事 照井 昇
監事 照井 智則

- 3 本法人の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、設立の日から令和10年3月31日までとする。
- 4 本法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるものとする。
- 5 本法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、設立の日から令和9年3月31日までとする。

役員名簿

特定非営利活動法人美郷町産米防除協議会

役職名	(ふりがな) 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	かとうけんのすけ 加藤堅之助		①・無
副理事長	くめ よしたけ 久米 喜武		有・②
理事	てるい のぼる 照井 昇		有・②
監事	てるい とものり 照井 智則		有・②

設 立 趣 旨 書

秋田県美郷町は、横手盆地の中心部に位置し県内でも高品質で良食味の米の生産地です。比較的平坦地で、圃場の区画整備もほぼ終了しており、作業性の向上が図られています。

近年では農事組合法人や、規模拡大し会社化する農家が増加しています。それに伴い、大型農機を使用した農作業が主流となってきています。しかし、まだ小規模農家が多いのが現状です。昨今の農業情勢同様、高齢化や農家人口の減少が顕著です。

こうした中、水稲防除を振り返ると以前は有人ヘリコプターでの散布が行われ、昨今では無人ヘリコプター・ドローンを使った病害虫防除が行われています。期間を定め、地域を一斉防除することは病害虫の発生を抑え、高品質な米生産には欠かせない作業となっています。この事は、広く農家に浸透していることが伺われます。大規模農家は、自前での防除作業が増えてきていますが、今回この法人は防除を必要としている農家に対して、薬剤の提案・薬剤の大口購入・防除時期の提案・防除希望面積の取りまとめ・散布代金の取りまとめ・振り替えを行い農家の負担を軽減していきたいと考えています。併せて、農家個人ごとに散布事業者をお願いするという煩わしさをなくし、経済的・労務的負担の軽減を目的とします。

以上の活動を行うに当たって、利益を目的とすることなく、広く農業者への貢献を目的とする趣旨から、特定非営利活動法人の設立が望ましいと考えております。今後継続的に防除作業を行っていくために必要である組織と考えています。

皆様の幅広いご支援とご参加をお願いいたします。

特定非営利活動法人設立までの経緯

令和7年 6月12日	第1回検討委員会開催
令和7年 8月12日	第2回検討委員会開催
令和7年10月15日	法人設立の方向性を検討
令和7年10月20日	防除団体との協議会
令和7年11月12日	第1回法人設立検討会開催
令和7年12月26日	第2回法人設立検討会開催
令和8年 1月20日	第3回法人設立検討会開催
令和8年 2月 1日	設立総会の開催

令和8年2月1日

特定非営利活動法人美郷町産米防除協議会

設立代表者 加藤 堅之助

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日 から 令和9年 3月 31日 まで

特定非営利活動法人美郷町産米防除協議会

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容を広く知っていただくために、広報活動を行う。
- ・環境にやさしい農業を行うため使用する薬剤の選定には専門機関からの情報提供を受ける。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
① 防除希望面積・ 防除の種類 の把握の事業	・過去の防除面積・防除の種類 の集計作業。 ・防除希望申込書の作成、送付	(A) 6月15日 (B) 法人内事務所 (C) 2人	(D) 地区内農業者 農業法人 (E) 400人	50
② 防除面積の集 計・防除薬剤の 選定・防除時期 の決定の事業	・申込書の回収、農家の確認、農 地の確認 ・薬剤の決定、散布時期の決定	(A) 7月15日 (B) 法人事務所 (C) 2人	(D)なし (E)なし	50
③ 環境にやさし い米生産の情 報発信の事業	・広報の発刊（電磁的方法等）	(A) 7月20日 (B) 法人事務所 (C) 2人	(D)地区内農業 者・農業法 人 (E) 400人	50
④ 防除請負者と の調整の事業	・防除請負者のリストアップ ・防除面積の周知 ・防除時期の周知 ・防除区域の周知 ・防除機材の確認	(A) 7月20日 (B) 法人事務所 (C) 2人	(D) 防除請負 者 (E) 3組織	20
⑤ 防除希望者へ 防除面積の確 定、防除料金・ 薬剤料金の通 知の事業	・確定通知ハガキの作成・送付	(A) 9月30日 (B) 法人事務所 (C) 2人	(D)地区内農業 者・農業法 人 (E) 400人	100

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
⑥ 防除希望者へ 防除料金の振り替えの事業	<ul style="list-style-type: none"> ・料金の確定 ・通知 ・振り替え 	(A) 10月31日 (B)法人事務所 (C) 2人	75
⑦ 防除請負者へ 防除料金の振り込みの事業	<ul style="list-style-type: none"> ・料金の確定 ・通知 ・振り込み 	(A) 11月30日 (B)法人事務所 (C) 2人	29,250
⑧ 防除薬剤の共同購入の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・防除薬剤の一括購入 	(A) 6月30日 (B)各農業協同組合 (C) 2人	12,525

令和9年度の事業計画書

令和9年 4月 1日 から 令和10年 3月 31日 まで

特定非営利活動法人美郷町産米防除協議会

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実にを行い優良な美郷町産米生産に貢献する。
- ・ホームページの開設を目指し情報の発信をタイムリーにすることを目標にする。
- ・環境にやさしい農業を行うため使用する薬剤の選定には専門機関からの情報提供を受ける。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
① 防除希望面積・ 防除の種類 の把握の事業	・防除希望申込書の作成、送付	(A) 6月15日 (B) 法人事務所 (C) 2人	(D) 地区内農業 者・農業法 人 (E) 400人	50
② 防除面積の集 計・防除薬剤の 選定・防除時期 の決定の事業	・申込書の回収、農家の確認、 農地の確認 ・薬剤の決定、時期の決定	(A) 7月15日 (B) 法人事務所 (C) 2人	(D) なし (E) なし	50
③ 環境にやさし い米生産の情 報発信の事業	・広報の発刊（電磁的方法等）	(A) 7月20日 (B) 法人事務所 (C) 2人	(D) 地区内農業 者・農業法 人 (E) 400人	50
④ 防除請負者と の調整の事業	・防除請負者のリストアップ ・防除面積の周知 ・防除時期の周知 ・防除区域の周知 ・防除機材の確認	(A) 7月20日 (B) 法人事務所 (C) 2人	(D) 防除請負 者 (E) 3組織	20
⑤ 防除希望者へ 防除面積の確 定、防除料金・ 薬剤料金の通 知の事業	・確定通知ハガキの作成・送付	(A) 9月30日 (B) 法人事務所 (C) 2人	(D) 地区内農業 者・農業法 人 (E) 400人	100

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額(概算) (単位:千円)
⑥ 防除希望者へ 防除料金の振り替えの事業	・料金の確定 ・通知 ・振り替え	(A)10月31日 (B)法人事務所 (C)2人	75
⑦ 防除請負者へ 防除料金の振り込みの事業	・料金の確定 ・通知 ・振り込み	(A)11月30日 (B)法人事務所 (C)2人	30,130
⑧ 防除薬剤の共同購入の事業	・防除薬剤の一括購入	(A)6月30日 (B)各農業協同組合 (C)2人	12,910

設立当初の事業年度 活動予算書
 法人成立の日 から 令和9年 3月31日まで
 特定非営利活動法人 美郷町産米防除協議会
 (単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費		
賛助会員受取会費		
借入金	400,000	400,000
2 受取寄附金		
受取寄附金		
施設等受入評価益		0
.....		
3 受取助成金等		
受取民間助成金	400,000	
美郷町補助金	1,200,000	1,600,000
4 事業収益		
防除受託料金	29,250,000	
薬剤料金	12,525,000	41,775,000
5 その他収益		
受取利息		
雑収益		
農薬大口購入奨励金	600,000	600,000
経常収益計		44,375,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
防除委託料金	29,250,000	
人件費計	29,250,000	
(2) その他経費		
料金振り替え手数料	75,000	
事務費	120,000	
通信費	150,000	
施設等評価費用		
会議費		
農薬購入費	12,525,000	
その他経費計	12,870,000	
事業費計		42,120,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	100,000	
給料手当	800,000	
法定福利費		
借入金返済	200,000	
福利厚生費		
費用弁償	100,000	
人件費計	1,200,000	
(2) その他経費		
会議費	100,000	
消費税 等	100,000	
税理士報酬	360,000	
支払利息	8,000	
事務所費	240,000	
その他経費計	808,000	
管理費計		2,008,000
経常費用計		44,128,000
当期経常増減額		247,000
III 経常外収益		
1 固定資産売却益		0
.....		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損		0
.....		0
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		247,000
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		247,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

令和9年度 活動予算書
 令和9年 4月 1日 から 令和10年 3月 31日まで
 特定非営利活動法人 美郷町産米防除協議会
 (単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費		
賛助会員受取会費		
借入金		0
2 受取寄附金		
受取寄附金		
施設等受入評価益		
.....		0
3 受取助成金等		
受取民間助成金	400,000	
美郷町補助金	1,200,000	1,600,000
4 事業収益		
防除受託料金	30,130,000	
薬剤料金	12,910,000	43,040,000
5 その他収益		
受取利息		
雑収益		
農薬大口購入奨励金	600,000	600,000
経常収益計		45,240,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
防除委託料	30,130,000	
人件費計	30,130,000	
(2) その他経費		
料金振り替え手数料	75,000	
事務費	120,000	
通信費	150,000	
施設等評価費用		
会議費		
農薬購入費	12,910,000	
その他経費計	13,255,000	
事業費計		43,385,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	100,000	
給料手当	800,000	
法定福利費		
借入金返済	200,000	
福利厚生費		
費用弁償	100,000	
人件費計	1,200,000	
(2) その他経費		
会議費	100,000	
消費税 等	100,000	
税理士報酬	360,000	
支払利息	4,000	
事務所費	240,000	
その他経費計	804,000	
管理費計		2,004,000
経常費用計		45,389,000
当期経常増減額		△ 149,000
III 経常外収益		
1 固定資産売却益	0	
.....	0	
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損	0	
.....	0	
経常外費用計		0
当期正味財産増減額		△ 149,000
前期繰越正味財産額		247,000
次期繰越正味財産額		98,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。